

関市・武儀郡町村



合併協議会 だより



第十三回合併協議会と 合併協定調印式を開催

第十三回合併協議会が六月十日午前九時四十分から、関市わかさ・プラザ多目的ホールにおいて開催され、合併期日を平成十七年二月七日に変更することについて、全会一致で承認されました。このことにより、予定していた合併協定項目がすべて承認されたこととなり、同日午前十時から、同多目的ホールにおいて「関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村合併協定調印式」を開催しました。立会人である合併協議会委員の皆さんを始め、参与である亀山礮中濃地域振興局長、顧問の尾藤義昭岐阜県議会議員、井上一郎岐阜県議会議員、林幸広岐阜県議会議員並びにオブザーバーの大門重一郎中濃地域振興局武儀事務所長らが見守る中、六市町村長が協定項目の協議結果が記された合併協定書に署名調印をしました。



平成17年 2月7日

新「関市」誕生に向けて 合併協定調印式を挙

合併協定調印式の様子



▲協定書に署名調印する6市町村長



▲合併協定調印書



▲会場内の様子



▲立会人の署名

合併協定調印式は、西尾治関市助役による開式の辞で始まり、当協議会の藤川逸美事務局長が合併調印式までに至る経過を報告後、来賓や招待者など約百五十人が見守る中、合併協議会で承認された全五十九項目の協定項目が記された合併協定書に関市長、洞戸村長、板取村長、武芸川町長、武儀町長及び上之保村長が署名調印をしました。

続いて立会人として、中濃地域振興局長、三人の地元選出岐阜県議会議員並びに中濃地域振興局武儀事務所長の署名に続き、協議会委員全員が署名しました。すべての立会人の署名を無事終えると、満場の拍手の中、六市町村長が固い握手を交わしました。

このあと、主催者で協議会長の後藤昭夫関市長と武儀郡町村会長である長屋勝司板取村長があいさつされ、立会人を代表して松井茂関市議会議長並びに武儀郡町村議会議長会長である山田時司武芸川町議会議長からあいさつを頂きました。続いて来賓の亀山穠中濃地域振興局長、地元選出県議会議員を代表して、尾藤義昭岐阜県議会議員より祝辞を頂き、最後に長屋賢治板取村助役による閉式の辞で合併協定調印式を閉会しました。

合併協定調印式

あいさつ



関市長 後藤 昭夫

ただいま調印、署名頂きました「合併協定書」と今後の十年間の指針として作成いたしました「新市建設計画」に集約されております。

本日ここに、合併協定調印が終了し、誠に感慨無量でございます。昨年の三月に法定協議会を立ち上げて、十三回もの協議会を開催し、協議会の各委員さんには、五十九項目にも上る協定項目を慎重に審議して頂きました。

熱心に御議論頂きました、協議会委員の皆さまを始め、関係の皆さま、そして、住民の皆さま方の御理解と御協力を深く感謝申し上げます。

一年と三カ月に渡る合併議論は、

それぞれ個性豊かな自治体としてまちづくりを進めてこられた六市町村が、合併後は一つの市「関市」として、まちづくりを行うことになるわけでございまして、地域の個性をそのまま残し、より豊かな個性を合わせ持った自治体として一刻も早く心と制度の一体化を図り、九万二千の市民と共にときめき きらめき いきいきとした新「関市」の建設のために、精一杯努力する所存でございます。

合併を機に大きく生まれ変わる関市への市民の皆さまを始め、関係各位のより一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございます。

六市町村で 合併関連議案を可決

六月十日に行われた合併協定の調印を受け、六月二十五日に各市町村で議会が一斉に開催され、関市・武儀郡町村合併協議に関する次の四議案が上程され、すべて可決されました。

議案の概要は、次のとおりです。

廃置分合について

平成十七年二月七日から洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村を廃し、その区域を関市に編入することを岐阜県知事に申請する。

廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村の財産は、すべて関市に帰属させる。

廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する特例の協議について

平成十七年二月七日から洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村を廃し、その区域を編入した関市の議会の議員の定数を29人とする。

廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

合併特例法の規定により合併前の洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村に地域審議会を設置し、組織及び運営について定める。

今後の合併スケジュール

六月二十五日に、各市町村の議会で合併関連議案がすべて可決されたことにより、廃置分合（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村を廃し、その区域を関市に編入すること）について、岐阜県知事に申請することになります。

次に岐阜県議会による議決を受け、岐阜県知事から総務大臣へ届出、総務大臣による告示を経て、平成十七年二月七日に新「関市」が誕生します。

新「関市」誕生

- 平成十六年七月頃
岐阜県知事へ合併申請
- 平成十六年九月頃
岐阜県議会による議決
- 平成十六年十月頃
岐阜県知事から総務大臣へ届出
- 平成十六年十二月頃
総務大臣による告示
- 平成十七年二月七日

合併協議会での協議結果

各協議会で承認された項目は次のとおりです。

第十回

第十回合併協議会が四月二十七日に開催され、次の九項目が承認されました。

承認事項

武芸川町加入に伴う調整方針の一部変更について
保健衛生事業 保健事業の取扱いについて
保健衛生事業 衛生事業の取扱いについて
障害者福祉事業の取扱いについて
高齢者福祉事業の取扱いについて
生活保護事業の取扱いについて
その他の福祉事業の取扱いについて
健康づくり事業の取扱いについて
勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

第十一回

第十一回合併協議会が五月十一日に開催され、次の十五項目が承認されました。

承認事項

議会の議員の定数及び任期の取扱いの一部変更について
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの一部変更について
一部事務組合等の取扱いについて
広報広聴事業（広報紙）の取扱いについて
納税関係事業の取扱いについて
消防防災関係事業の取扱いについて
交通関係事業の取扱いについて
窓口業務の取扱いについて
ゴミ収集業務事業の取扱いについて
環境対策事業の取扱いについて
建設関係事業の取扱いについて
小中学校の通学区の取扱いについて
学校教育関係事業の取扱いについて
文化振興事業の取扱いについて
生涯学習関係事業の取扱いについて

第十二回

第十二回合併協議会が五月二十四日に開催され、次の十二項目が承認されました。

承認事項

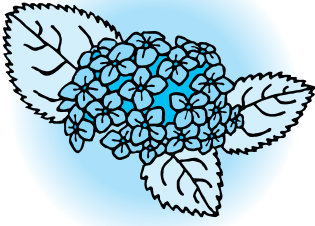
平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算の認定について
平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会補正予算（第一号）について
新市建設計画の作成について
児童福祉事業の取扱いについて
農林水産関係事業の取扱いについて
商工・観光関係事業の取扱いについて
上・下水道事業の取扱いについて
コミュニティ施策の取扱いについて
その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて
その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて
その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて
その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて

第十三回

第十三回合併協議会が六月十日に開催され、次の二項目が承認されました。このことにより、予定していた合併協定項目がすべて承認されました。

承認事項

合併期日の変更について
地域審議会の取扱いに係る地域審議会の設置に関する協議の一部変更について



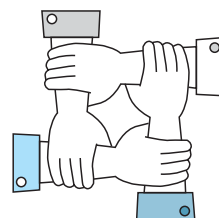
協定項目の調整方針が決定しました

協議会での調整方針による今後のくらしがどうなるのかをお知らせします。

どんな形で合併するの？

合併の方式

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町を廃し、その区域を関市へ編入する編入合併とします。

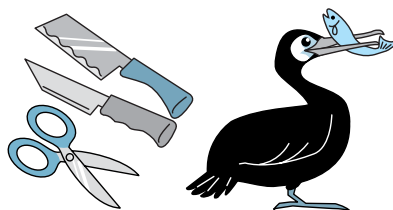


合併の期日

合併の期日は、平成17年2月7日（月）とします。

新市の名称

新市の名称は「関市」とします。



新市の事務所の位置及び支所の設置

新市の事務所は、関市役所の位置とします。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町にそれぞれ支所を設置します。

* 支所機能に見合った適正な人員配置を行うとともに、住民サービスに急激な変化をきたすことのないようにします。

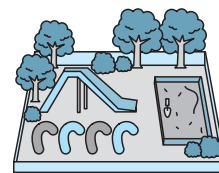
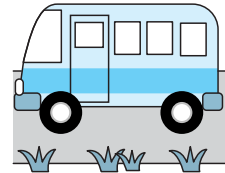


市町村の財産や議会はどうなるの？

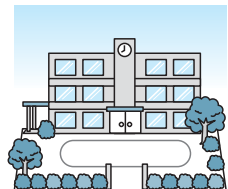
財産及び債務

5町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて関市に引き継ぎます。ただし、財産区が所有する財産は、引き続き財産区有財産とします。

- 公有財産..... 行政財産、普通財産、有価証券、出資による権利など
- 物 品..... 車両など
- 基 金..... 財政調整基金、福祉基金、教育基金など
- 債 務..... 公共事業などの地方債（借金）など
- 公共施設..... 道路、橋、公園、公営住宅、保育所、学校、公民館など



- * 財産区
 - 関 市.....小野財産区・広見財産区
 - 武 儀 町.....下之保財産区・中之保財産区・富之保財産区
 - 武芸川町.....南武芸財産区・東武芸財産区・雲木財産区



議会議員の定数及び任期

関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区は次のとおりとします。

洞戸村の区域1人 板取村の区域1人 武儀町の区域1人 上之保村の区域1人 武芸川町の区域2人

合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとします。

関市の区域19人 洞戸村の区域1人 板取村の区域1人 武儀町の区域1人 上之保村の区域1人 武芸川町の区域2人

将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整します。

市町村名	現 行		市町村名	定 数		市町村名	定 数
関 市	23	在任	関 市	23	一般選挙	関 市	19
洞 戸 村	12		洞 戸 村	1		洞 戸 村	1
板 取 村	12	増員選挙	板 取 村	1		板 取 村	1
武 儀 町	12		武 儀 町	1		武 儀 町	1
上之保村	12		上之保村	1		上之保村	1
武芸川町	12		武芸川町	2		武芸川町	2
計	83		計	29		計	25

関市の任期H19.4.30
任期 4 年 H23.4.30

【市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項の規定を適用する（定数特例）】

農業委員会の委員の定数及び任期

合併前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続し、合併後最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、3つの委員会とし、各委員会の区域及び定数は次のとおりとします。

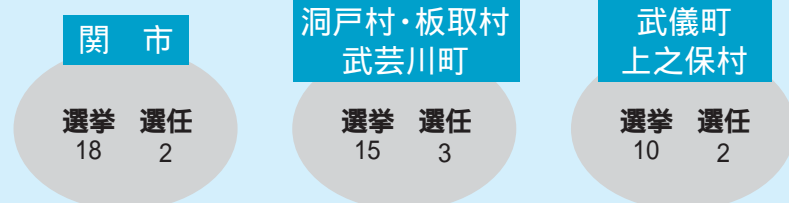
関市の区域.....	選挙委員18人	選任委員2人
洞戸村と板取村と武芸川町の区域.....	選挙委員15人	選任委員3人
武儀町と上之保村の区域.....	選挙委員10人	選任委員2人

その後の委員会の取り扱いについては、新市において調整します。

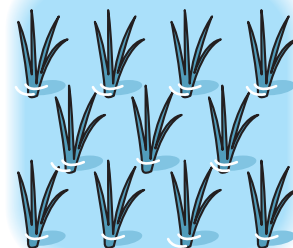
市町村名	選挙	選任	計	在 任	市町村名	選挙	選任	計
関市	18	2	20		関市	18	2	20
洞戸村	12	5	17		洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15		板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15		武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15		上之保村	12	3	15
武芸川町	10	6	16		武芸川町	10	6	16
計	72	26	98	計	72	26	98	

全市町村の任期H17.7.19

3つの
委員会を
置く



【農業委員会等に関する法律第34条第1項及び第3条第2項の規定を適用する】



特別職の身分

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の常勤の特別職及び教育長は、全員失職します。特別な理由がある場合は協議して定めます。

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の非常勤の特別職は、それぞれの職の必要性を検討し、調整します。

条例、規則の取扱い

関市の条例、規則を適用します。

ただし、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町のみ適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとします。

役所の組織はどうなるの？

事務組織及び機構

新市における事務組織及び機構は、次の方針により整備します。

- (1) 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構
- (5) 住民サービスが低下しない組織・機構



一部事務組合等

一部事務組合名	調整内容
・中濃地域広域行政事務組合 ・中濃消防組合 ・中濃地域農業共済事務組合 ほか	洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退します。
・岐北衛生施設利用組合	洞戸村、板取村及び武芸川町の加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入します。

6市町村すべてが加入している一部事務組合からは、5町村は合併の日の前日をもって脱退します。

慣行

市章、市民憲章、木、花、鳥、魚、色、市歌、宣言及び名誉市民等は関市の制度に統一します。ただし、各町村の従前のものについては、それぞれの必要性に応じて地域のものとして残すよう調整します。



関市章



関市シンボルマーク

- 木.....すぎ
- 花.....きく
- 鳥.....かわせみ
- 魚.....あゆ
- 色.....わかくさいろ

一般職員の身分

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の一般職員は、すべて関市の一般職員として引き継ぎます。

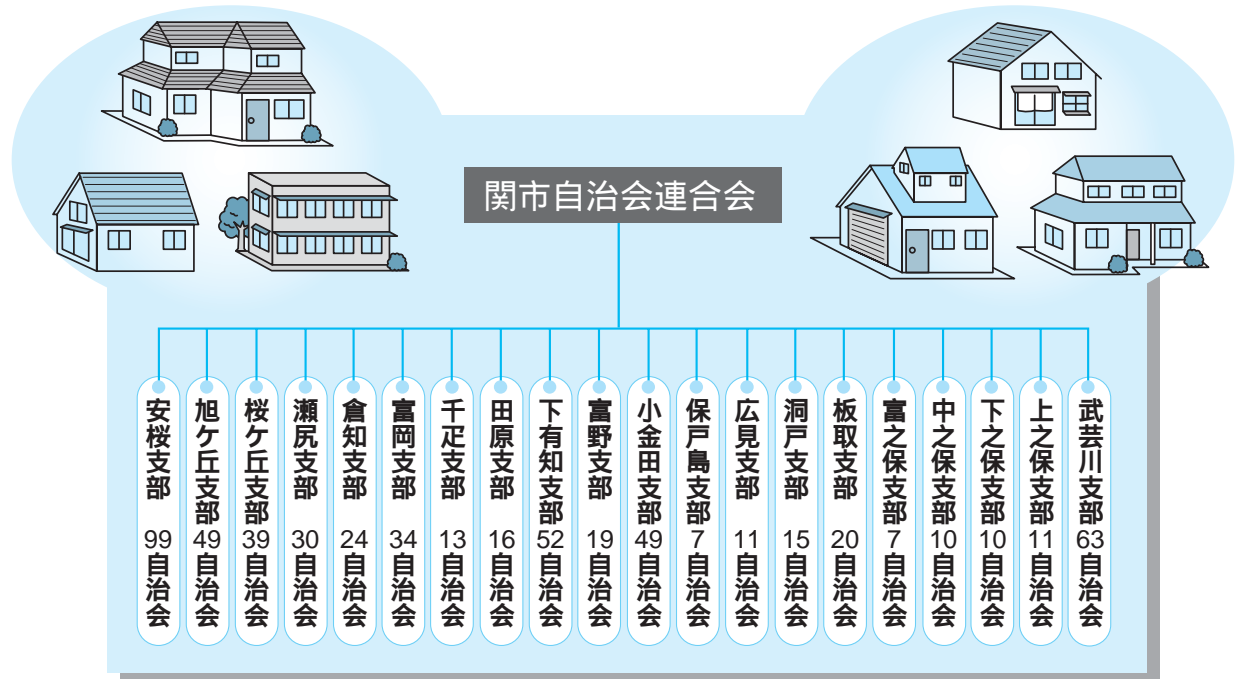
職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。

地域はどうなるの？

自治会

自治会組織については、関市の制度に統一されます。

組織の運営など、具体的な内容については、関市自治会連合会を中心に検討されます。



地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるために合併前の町村の区域ごとに設置します。

名称	設置区域
関市洞戸地域審議会	合併前の洞戸村の区域
関市板取地域審議会	合併前の板取村の区域
関市武儀地域審議会	合併前の武儀町の区域
関市上之保地域審議会	合併前の上之保村の区域
関市武芸川地域審議会	合併前の武芸川町の区域

(任務)

市長の諮問に応じて次のものについて意見を述べること

- ・新市建設計画の変更に關すること
- ・新市建設計画の執行状況に關すること
- ・地域振興のための基金の活用に関すること
- ・新市の基本構想の作成及び変更に関すること



住所はどうなるの？

町名・字名

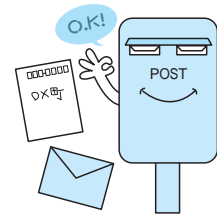
町村名	現行住所（役場の住所）	新住所
洞戸村	武儀郡洞戸村市場292番地3	関市洞戸市場292番地3
板取村	武儀郡板取村1643番地17	関市板取1643番地17
武儀町	武儀郡武儀町中之保5696番地1	関市中之保5696番地1
上之保村	武儀郡上之保村15119番地1	関市上之保15119番地1
武芸川町	武儀郡武芸川町八幡1446番地1	関市武芸川町八幡1446番地1

郵便番号

郵便番号の変更はありません。郵便物については、合併後も旧（現在の）住所表示でも配達されます。

電話番号

電話番号の変更はありません。



住所変更後の手続き

合併による住所等の変更に伴う公的機関などへの届出事項等の変更手続きについては、一部のものを除き、住所変更の手続きは必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も職権で自動的に修正されることとなります。

運転免許証

住所変更の手続きは必要ありません。免許証の更新時の手続きで新住所に変更されます。

不動産所有者の登記

土地・建物などの物件の所在を示す表題部の記載は、法務局が職権で変更します。また所有者などの住所の記載については、関市に変更されたものとみなされますので、特に変更の必要はありません。

預金通帳

銀行などの預金通帳については、住所変更の必要はありません。

パスポート

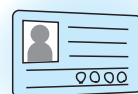
住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自分で訂正いただいで結構です。ただし、他のページに書き込みをするとパスポートが無効になりますのでご注意ください。

その他

国民健康保険、年金は住所変更の必要はありません。

個別に確認の必要なもの

- ・私立学校等への届け出
- ・会社などへの届け出
- ・個人での契約（生命保険等）によるもの
- ・その他公的機関以外への届け出に関するもの



登録免許税

土地・建物登記簿・会社等の商業登記・法人登記において、変更登記が必要な場合に新市が発行する住所変更を証する書面（市町村合併証明書）を添付し、本人が申請書を作成し提出する場合、その登録免許税が免除される場合があります。

私たちの暮らしはどうなるの？

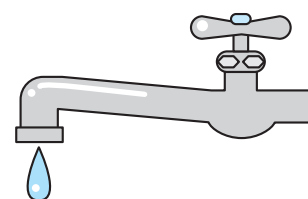
上・下水道料金

上水道料金・簡易水道料金

上水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一します。

下水道料金・農業集落排水施設使用料金

下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の下水道料金に統一します。



検針及び料金徴収

検針及び料金徴収については、隔月となります。

6市町村の現況

【一般家庭における平均的な使用水量による比較】

区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上之保村	武芸川町
		1ヶ月30m ³ 使用した場合の料金です。(メーター使用料及び消費税含む)					
上水道	上水道料金	2,475円	-	-	-	-	3,380円
	簡易水道料金	-	3,000円	1,880円	3,570円	2,990円	3,380円
下水道	下水道料金	2,835円	4,500円	-	-	5,565円	4,140円
	農業集落排水施設使用料	2,835円	-	3,000円	5,350円	5,565円	-
上・下水道料金		5,310円	7,500円	4,880円	8,920円	8,555円	7,520円
検 針 月		隔月検針	隔月検針	毎月検針	毎月検針	隔月検針	毎月検針

火 葬 場

調整内容は次のとおりです。

火葬場については、現行のとおり新市に引き継がれます。

ただし、上之保村の火葬場については、利用可能な期間まで利用するものとし、現在関市が建設している火葬場の利用料金等については、合併時まで調整します。

岐北衛生施設利用組合に加入している、洞戸村、板取村及び武芸川町については、現行のとおりとし、関市の火葬場も利用可能とします。

関市総合斎苑

平成17年5月1日供用開始予定

(施設概要)

火葬炉.....6基	式 場.....2会場
動物炉.....1基	駐車場.....大型バス 3台
告別室.....2室	普通車 140台
収骨室.....2室	



ごみ収集

ごみ収集及びリサイクル業務は現行のとおりで、統一できるものは合併時まで調整します。

項目	関市(新市)	項目	関市(新市)	項目	関市(新市)
収集頻度		年間基準枚数		ごみ減量化補助金	
・可燃ごみ	週2回	・燃やせるごみ袋	1人世帯 80枚 2人世帯 100枚 3人世帯 110枚 4人世帯 120枚 5人世帯 130枚 6人以上世帯 140枚	生ごみ堆肥化容器	1世帯2基まで 1/2以内 (限度5,000円)
・不燃ごみ	月1回			・コンポスト	
・粗大ごみ	月2回 (戸別1回、 ステーション1回)	・燃やせないごみ袋	1世帯 12枚	・電動式	1世帯1基 1/2以内 (限度20,000円)
・資源ごみ	月1回	・プラスチック製 容器包装ごみ袋	基準枚数 なし	資源回収事業 奨励金	対象品目(新聞、雑誌、 牛乳パック、段ボール、 古着等)1kgに対し3円
・プラスチック製 容器包装ごみ	月2回				



団体や消防団はどうなるの？

公共的団体等

調整内容は次のとおりです。

公共的団体等の取り扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、同一又は同種の団体についてそれぞれの実情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めます。

- (1) 共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整します。
- (2) 共通の目的を持った団体で、合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整します。
- (3) 独自の目的を持った団体は、その必要性に応じて調整します。

消防団

調整内容は次のとおりです。

組織及び人員

消防団については、当分の間は、各市町村の現在の組織を基本とした6消防団による連合体とします。ただし、合併後の適切な時期に、人員を含めた総合的な消防団組織の見直しを行います。

身分、報酬、手当等

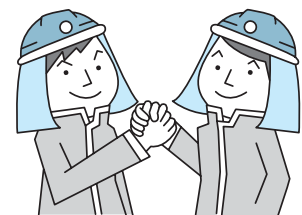
消防団員の身分、報酬、手当等については、関市に準ずるものとします。

行事及び機械器具等

式典等の行事及び機械器具等については、現行のとおりとします。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行います。

相互応援協定

消防相互応援協定については、現行のとおりとし、合併後に調整を行います。



各市町村人口・世帯数・面積

平成12年 国勢調査

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町	計
人口総数	人	74,438	2,316	1,921	4,220	2,483	6,683	92,061
世帯数	世帯	24,086	736	659	1,168	744	1,760	29,153
総面積	km ²	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	28.31	472.84

編集・発行

関市・武儀郡町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907
URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/> E-mail: chuno-g@atlas.plala.or.jp